

邑楽町 妊婦支援給付金 (旧出産・子育て応援交付金事業)

邑楽町は国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育て(妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期)まで一貫して子育て家庭に寄り添い、さまざまなニーズに即した支援につなぐ『伴走型相談支援』と『経済的支援』を一体として実施します。

『経済的支援』を受けるためには、電子申請書による申請(計2回)が必要です。また、『伴走型相談支援』として面談やアンケート、その他相談支援を行います。



人対人支援

① 伴走型相談支援

町保健センターの保健師による相談対応

母子健康手帳の交付、伴走型相談支援の説明、妊婦健診受診券の交付、子育て支援プランの作成、出産に関する情報提供、他

面談①
(30分程度)

妊娠8か月アンケートの中で「面談を希望」する人には面談を行います。このアンケート用紙は、妊娠6か月頃の妊婦健診の受診歴を確認した上で郵送します。



妊娠8か月アンケート

面談②
(希望者)

赤ちゃんの発育確認、子育て支援プランの確認、予防接種の説明、利用できるサービス(産後ケア、ファミサポなど)の案内、他

面談③
(60分程度)

妊娠期

妊娠届出

妊娠8か月頃



ご案内通知

妊娠9か月頃

出産予定日の8週間前

出産

出生届出
子育て期

新生児訪問

(生後1~2か月頃)

経済的支援

② 妊婦支援給付金

① 給付金(1回目)

(妊婦1人あたり5万円分)

面談①のときに「妊婦給付認定申請書」で申請する

- 必要書類など
- 妊娠したことが確認できる書類
(妊娠届出書または母子健康手帳)
 - 妊婦本人の振込口座が分かるもの
 - 本人確認ができる書類
(運転免許証、マイナ保険証など)

申請は
妊婦さん
本人



妊婦給付認定
申請書

② 給付金(2回目)

(胎児1人あたり5万円分)

「胎児の数の届出書」で申請する

- 必要書類など
- 妊婦本人の振込口座が分かるもの
 - 本人確認ができる書類
(運転免許証、マイナ保険証など)

申請は
妊婦さん
本人



胎児の数の
届出書

流産・死産・人工妊娠中絶などでお子さんを亡くした人も申請できます。妊娠の実実や胎児の数を確認するため、妊娠したことが確認できる書類(妊娠届出書または母子健康手帳)が必要です。また、妊娠の届出をする前に流産などを経験した人も申請できます。この場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書などで妊娠の実実を確認します。



流産・死産・人工
妊娠中絶を経験
された人の申請

★体調の確認など必要に応じてご連絡する場合がありますので、予めご了承ください。

邑楽町保健センター ☎0276-88-5533